

平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 主要国及び台湾における特許及び商標の
審査基準・審査マニュアルに関する調査研究報告書
【商標編】

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

6. マレーシア

6. 1 マレーシアにおける商標関連法規

マレーシアにおける商標関連法規は、以下のとおりである。

- ・ 1976 年商標法(2002 年法律 A1138 により改正)¹¹¹
- ・ 1997 年商標規則 2011 年 PU(A)47 により改正¹¹²
- ・ 2000 年地理的表示法¹¹³
- ・ 2002 年(改正)地理的表示法¹¹⁴
- ・ 2001 年地理的表示規則 2013 年改正¹¹⁵

6. 2 マレーシア知的財産庁で作成されている審査基準関連資料及びその概要

マレーシア知的財産公社(Malaysian Intellectual Property Office: 以下「MyIPO」)においては、以下の審査基準関連資料が作成され、公開されている。

- ①マレーシア “商標法及び運用” マニュアル¹¹⁶
(Manual of Trademarks Law & Practice in Malaysia)
2003 年第 2 版発行
総ページ数: 227 ページ

概要:

本マニュアルは審査官が審査に使用するだけでなく、その考え方を出願人や代理人と共

¹¹¹ マレーシア商標法

<http://www.myipo.gov.my/documents/10192/2322945/Trade%20Marks%20Act%201976%20Act%20175.pdf>
(英語) (最終アクセス日:2014 年 8 月 25 日)

<http://www.ipa.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/malaysia/shouhyou.pdf> (日本語)
(最終アクセス日:2014 年 8 月 25 日)

¹¹² マレーシア商標規則

[http://www.myipo.gov.my/documents/10180/22873/Trade%20Marks%20Regulations%201997\(incorporated\).pdf#search=malaysia+trade+mark+regulations](http://www.myipo.gov.my/documents/10180/22873/Trade%20Marks%20Regulations%201997(incorporated).pdf#search=malaysia+trade+mark+regulations) (英語) (最終アクセス日:平成 26 年 8 月 25 日)

http://www.ipa.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/malaysia/shouhyou_kisoku.pdf (日本語)
(最終アクセス日:2014 年 8 月 25 日)

¹¹³ マレーシア地理的表示法

<http://www.myipo.gov.my/documents/10192/2322945/GEOGRAPHICAL%20INDICATIONS%20ACT%202000%20ACT%20602.pdf> (英語) (最終アクセス日:2014 年 8 月 25 日)

¹¹⁴ 2002 年(改正)地理的表示法

<http://www.myipo.gov.my/documents/10180/26953/Geographical%20Indications%20%28Amendmend%29%20Act%202001%20A1141.pdf> (英語) (最終アクセス日:2014 年 8 月 25 日)

¹¹⁵ マレーシア 2001 年地理的表示規則

<http://www.myipo.gov.my/documents/10192/2322945/GEOGRAPHICAL%20INDICATIONS%20REGULATIONS%202001.pdf> (英語) (最終アクセス日:2014 年 8 月 25 日)

¹¹⁶ マレーシア “商標法及び運用” マニュアル

<http://www.myipo.gov.my/documents/10180/26907/tmlawmanual.pdf> (英語)
(最終アクセス日:2014 年 8 月 25 日)

有することを目的としており、登録できない商標、登録出願審査、商品及び役務の分類、類否判断等に関して網羅的に詳細が記載されている。本マニュアルの構成は下記のとおりである。

- 第1章 序文
- 第2章 運営と組織
- 第3章 登録官
- 第4章 商標を構成するもの
- 第5章 商標として登録できないもの
- 第6章 商標の表現
- 第7章 登録出願
- 第8章 登録出願の審査
- 第9章 分類
- 第10章 登録官の予備的な助言
- 第11章 先行登録の調査
- 第12章 (削除)
- 第13章 利用及びその他環境
- 第14章 本質的に欺瞞的な商標
- 第15章 登録官の裁量
- 第16章 連続商標
- 第17章 連合¹¹⁷
- 第18章 譲渡と伝達
- 第19章 登録されたユーザ
- 第20章 更新
- 第21章 登録の維持
- 第22章 登録官の証明書¹¹⁸
- 第23章 審判及び関連事項
- 第24章 異議
- 第25章 補正
- 第26章 証明商標
- 第27章 防護商標

¹¹⁷ 連合 原文では「association」であり、連合商標(associated trademark)に関する説明の章である。

¹¹⁸ 審査官は発行する証明書類に関する説明の章である。

6. 2. 1 審査基準関連資料の法的な位置付け及び法的拘束力

マレーシアにおいて公開されている審査基準関連資料の位置付けは以下のとおりである。

①マレーシア” 商標法及び運用” マニュアル

本ワークマニュアルの序章に「本マニュアルは主に商標登録に係る登録官補佐が現行の法律に基づいて商標の業務を行う際の参考とするだけでなく、法律家や弁理士等がマレーシアにおいて登録出願や登録の維持を行うために利用が可能である。」と記載されている。したがって、本マニュアルは法的拘束力のない指針であり、裁判では参考にはされない。

6. 2. 2 審査基準関連資料の作成及び改訂

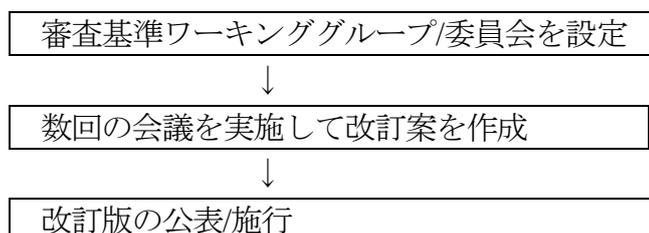
(1)審査基準関連資料改訂の理由

審査基準関連資料の改訂理由としては、次の理由が挙げられる。

- ・ 関係法令の変更
(WIPO, OHIM, UK の法律改正も含む)

(2)審査基準関連資料の改訂の流れ

DIP における審査基準関連資料の作成及び改訂の流れは下記のとおりである。



6. 2. 3 審査基準関連資料の改訂の頻度

DIP が作成・公開している審査基準関連資料などの更新頻度並びに最新の改訂・発行時期は以下の通りである。

①マレーシア”商標法及び運用”マニュアル

発行時期: 不明
改訂の頻度: 不定期
最近の改訂時期: 2003年9月
改訂の概要: 調査及び審査手続改訂のため。

6. 3 商品及び役務の区分に関して

マレーシアはニース協定に加入しており、商品・役務の区分の分類に関して、ニース協定に基づく国際分類を採用している。指定商品・役務の区分及び表示の判断方法、商品・役務の類否の判断方法については以下のとおりである。

6. 3. 1 指定商品・役務の区分及び表示の判断方法

指定商品・役務の区分及び表示の判断に関して、公開している審査基準に照らして判断している。

基準名: マレーシア”商標法及び運用”マニュアル 第9章 分類

本マニュアルにおいて、第9章は全て分類に関する説明にあてられている。ニース分類に従うこと、商品分類の記述方法、役務分類の記述方法、その他分類に関する注意点が記載されている。

6. 3. 2 商品・役務の類否の判断方法

商品・役務の類否の判断に関して、公開している審査基準に照らして判断している。

基準名: マレーシア” 商標法及び運用” マニュアル

第 11 章 先行登録の調査

11.20 商品と役務の比較

11.21 商品と役務の比較とニース分類

11.22 商品の説明が同じ場合

11.25 役務の説明同じ場合

11.26 極めて関連の深い商品及び役務

11.27 クロスサーチリスト

11.28 商標法における「商品又は役務の説明」が同じ場合

付表 1 クロスサーチリスト

上記第 11 章 11.20～11.26 においては、商品・役務が同じあるいは類似している場合の取り扱いについて説明をしている。また、11.27 においては、審査官が商品・役務の分類の関連・類似を判断するためのガイドとして、クロスサーチリストを利用することが記載されている。

付表 1 クロスサーチリストでは、第 1 類から第 45 類までの商品・役務の分類が類似するリストを示し、審査官が類似の審査を行う際に考慮すると記載がされている。下記はそのリストの一例である(抜粋及び仮訳)。

マレーシア “商標法及び運用” マニュアル 付表 1 クロスサーチリスト
(一部のみ抜粋)

出願に係る分類		下記も調査する	
分類	下記の内容を含む場合	分類	下記を含む出願・登録に対して
1	合成樹脂(人工)	2	合成樹脂(天然)
	全商品	5	全商品
	フィルム(未露光)	9	フィルム(露光済)
	接着剤(工業用)	16	接着剤(文房具)
	ゴム(天然)	17	ゴム(合成)
	全商品	35	関連業務評価
	感光乳剤(写真)	40	工業(35)
	第 1 類の化学物質	42	写真フィルム現像(40)
	第 1 類の農薬	44	化学物質分析サービス(40)
			農薬の空中及び地表散布

6. 4 審査基準関連資料の内容について

MyIPO が作成している審査基準関連資料において、下記項目に該当する箇所は以下のとおりである。

6. 4. 1 自国以外の歴史上の人物名からなる商標登録出願に関する規定

以下に関連の記述がある。ただし、自国・自国以外の有名な人物の区別はしていない。

基準名: マレーシア” 商標法及び運用” マニュアル
第5章 登録できない商標
5.42 有名な歴史的人物等

上記マニュアルの 5.42 では、有名な歴史的人物の扱いに関して、「特に普遍的 (universally) に敬服されている、有名な歴史的人物は商標においては人気の高い対象であり、運用においては拒絶されない。しかし宗教において崇敬されている人物の名前や写真といった侮辱を引き起こすような商業的な流れにおいて、ある人物の名前や肖像が使用される場合、登録官の一般的裁量権及び人を中傷するような商標の禁止(マニュアル第 5.5 参照)のもとに、拒絶するのが適切である。」としている。

6. 4. 2 地理的表示・原産地呼称を商標として登録するための規定

マレーシアにおける地理的表示・原産地呼称を登録するための規定は以下のとおりである。

(1) 地理的表示・原産地呼称を保護する法律(制度)

マレーシアにおいて地理的表示・原産地呼称は、地理的表示法によって保護される。地理的表示法の施行前(2000 年以前)又は地理的表示が原産国において保護される以前に善意で出願・登録された商標については効力が及ばない。また、地理的表示と同一・類似の商標につき、その商標登録の有効性、登録性、使用権を害するものではない(地理的表示法第 28 条(2))。

(2) 地理的表示・原産地呼称の主体要件の審査、資料、プロセス等

地理的表示は、登録の有無を問わず、保護される(出願しなくても保護される)。登録出

願を行う場合、出願において特定された商品に関して出願で特定されている地理的領域の生産者として活動している者、及びかかる者から構成されるグループを含む、管轄官庁、又は業界団体である必要があるが、あわせてその証明を行う必要はない¹¹⁹。

6. 4. 3 登録要件や不登録事由に関する規定

(1)登録要件に関する規定

商標の登録要件は下記にまとめて記載されている。

基準名: マレーシア” 商標法及び運用” マニュアル 第4章 商標を構成するもの

上記マニュアルの「第4章 商標を構成するもの」として、「商標の定義」、「商標の意義」、「商標は視覚的であること」、「商品に関連する使用」、「役務に関連する使用」、「関連性の表示」、「商売の方向性における関連性」、「商品又は役務との関連性」、「人物との関連性」に関する記載がある。

(2)不登録事由に関する規定

商標の不登録事由に関しては、下記にまとめられている。

基準名: マレーシア” 商標法及び運用” マニュアル 第5章 登録されないもの

上記マニュアルの「第5章 登録されないもの」において、禁止されている商標として、「他人を中傷または攻撃する商標」、「法に反するもの」、「国家の利益や安全に損害を与えるもの」、「知的財産権を主張する商標、保護された肖像や紋章」、「私権」について、それぞれ記載されている。有名な歴史的人物の名前に関する取扱いについては、本章の「私権」のパートにおいて記載がされている。

¹¹⁹ 模倣品対策マニュアルマレーシア編(JETRO) 2013年3月

<http://www.globalipdb.ipa.go.jp/ipowp/wp-content/uploads/2013/09/d3a613d1686e80013aca938d6e9ec8a4.pdf>
(日本語) (最終アクセス日: 2014年12月15日)

6. マレーシア

(1)知的財産庁

- ・ Malaysian Intellectual Property Office (MyIPO)

<http://www.myipo.gov.my/>

(最終アクセス日: 2015 年 2 月 12 日)

(2)商標関連法規・規則等

- ・ 1976 年商標法(2002 年法律 A1138 により改正)

<http://www.myipo.gov.my/documents/10192/2322945/Trade%20Marks%20Act%201976%20Act%20175.pdf> (英語) (最終アクセス日:2014 年 8 月 22 日)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/malaysia/shouhyou.pdf>

(日本語) (最終アクセス日:2014 年 8 月 22 日)

- ・ 1997 年商標規則 2011 年 PU(A)47 により改正

[http://www.myipo.gov.my/documents/10180/22873/Trade%20Marks%20Regulations%201997\(incorporated\).pdf#search='malaysia+trade+mark+regulations'](http://www.myipo.gov.my/documents/10180/22873/Trade%20Marks%20Regulations%201997(incorporated).pdf#search='malaysia+trade+mark+regulations')

(英語) (最終アクセス日: 2014 年 8 月 25 日)

http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/malaysia/shouhyou_kisoku.pdf

(日本語) (最終アクセス日: 2014 年 8 月 25 日)

- ・ 2000 年地理的表示法

<http://www.myipo.gov.my/documents/10192/2322945/GEOGRAPHICAL%20INDICATIONS%20ACT%202000%20ACT%20602.pdf>

(英語) (最終アクセス日:2014 年 8 月 25 日)

- ・ 2002 年(改正)地理的表示法

<http://www.myipo.gov.my/documents/10180/26953/Geographical%20Indications%200%28Amendmend%29%20Act%202001%20A1141.pdf>

(英語) (最終アクセス日: 2014 年 8 月 25 日)

- ・ 2001 年地理的表示規則 2013 年改正

<http://www.myipo.gov.my/documents/10192/2322945/GEOGRAPHICAL%20INDICATIONS%20REGULATIONS%202001.pdf>

(英語) (最終アクセス日: 2014 年 8 月 25 日)

(3) 審査基準関連資料

- ・ マレーシア “商標法及び運用” マニュアル

<http://www.myipo.gov.my/documents/10180/24667/tmlawmanual.pdf#search='malaysia+TM+work+manual> (英語) (最終アクセス日:)